

法人町民税について

町内に事務所・事業所又は寮等を有する法人や、人格のない社団等に課税される税金が法人町民税です。税額は、法人税額（国税）に応じて算出される「法人税割」と、会社の資本金等の額と従業員数から算出する「均等割」によって課税されます。

法人町民税は、事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付の方法により納めていただきます。

○納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
町内に事務所・事業所を有する法人	○	○
町内に事務所・事業所を有しないが、寮等を有する法人	○	×
町内に事務所・事業所や寮等を有する人格のない社団等で収益事業を行うもの	○	○

○税率

<均等割>

号数	資本金等の額	河津町内の従業員数	税率（年額）
1	下記以外の法人等		5万円
2	1千万円以下	50人超	12万円
3	1千万円超 1億円以下	50人以下	13万円
4	1千万円超 1億円以下	50人超	15万円
5	1億円超 10億円以下	50人以下	16万円
6	1億円超 10億円以下	50人超	40万円
7	10億円超	50人以下	41万円
8	10億円超 50億円以下	50人超	175万円
9	50億円超	50人超	300万円

<法人税割>

平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率・・・・・・・・・・12.3%
平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率・・・・9.7%
令和元年10月1日以降に開始する事業年度の税率・・・・・・・・・・6.0%

問合わせ先：〒413-0595

静岡県賀茂郡河津町田中212番地の2
河津町役場 町民生活課 税務係
TEL0558-34-1928（直通）